保育所等における
医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン

令和７年２月

青森市こども未来部子育て支援課

はじめに

近年、医療技術の進歩により、日常生活の上で医療的ケアを必要とする子ども（以下、「医療的ケア児」という。）の数が増加しており、医療的ケア児の保育ニーズも高まっています。

令和３年９月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「法」という。）では、地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、教育・保育施設等（保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所、幼稚園。以下「保育所等」という。）は、在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

保育所等で医療的ケアを実施する場合、保育所等の状況及び医療的ケア児の個別の状況に応じ、医療的ケア児への医療的ケアの安全な実施と、教育・保育時間中の医療的ケア児の体調変化に対する園全職員の見守り・気づき、迅速な対応が必要です。

本ガイドラインは、青森市内の保育所等において、医療的ケア児の受け入れに関し、必要となる基本的な事項及び留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受け入れや、安全・安心に保育所等を利用できるようにし、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

本ガイドラインにより、保護者、市内保育所等、医療機関、市の関係機関が共通認識を持ち、保育所等での医療的ケア児の円滑な受け入れが図られるよう取り組んでまいります。

令和７年２月

青森市こども未来部子育て支援課

目次

第１　保育所等で実施する医療的ケアの基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
１　医療的ケアの定義
２　医療的ケアの対応者と内容
３　対象児童
４　対象施設

第２　医療的ケア児の受け入れまでの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
１　全体的な流れ
２　利用相談から利用開始までの対応
（１）利用相談
（２）医療的ケア実施申請
（３）保育所等の見学・面談等
（４）医療的ケア実施に係る受け入れ可能性の検討
（５）利用申込み
（６）利用調整（２号認定子ども及び３号認定子どもの場合）
（７）実施指示書の作成
（８）保育所等での面談（重要事項説明）
（９）利用決定
（１０）利用開始
（１１）利用日及び利用時間
（１２）慣らし保育について

第３　保育所等での受け入れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ
１　医療的ケア児の保育の実施
２　医療的ケアを安全に実施するための体制
３　緊急時及び災害時の対応

第４　保護者の了承事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０ページ
１　保育所等の利用日及び利用時間
２　医療的ケアの実施について
３　慣らし保育について
４　体調管理及び保育の利用中止等
５　緊急時及び災害時の対応
６　情報の共有等
７　その他

第５　医療的ケア実施の継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２ページ
１　医療的ケア実施の継続の確認
２　医療的ケアの内容及び実施体制の変更
３　保育所等における医療的ケア実施の継続が困難な場合の対応

第６　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３ページ

第１　保育所等で実施する医療的ケアの基本的事項

１　医療的ケアの定義

本ガイドラインにおける「医療的ケア」とは、法第２条第１項に規定する医療的ケアを指し、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為である。具体的には、保育所等に在籍する子どもが生命の維持又は健康状態の維持及び改善のために、主治医の指導のもとで保護者が家庭において日常的に行っている医行為であって、教育及び保育中の保育所等において行われるものとする。

なお、病気の治療のための医行為及び風邪等に伴う一時的な服薬は含まない。

（医行為とは、医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保険師助産師看護師法第３１条の解釈に基づくものである。）

２　医療的ケアの対応者と内容

保育所等において実施される医療的ケアの対応者は、次のとおりとする。

①　看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）

②　社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修（第３号）」を修了し、業務登録を受けた保育士等（以下、「認定特定行為業務従事者」という。）

医療的ケアの種類は下記の通りである。

表　医師の指示のもとに保育所等において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲

認定特定行為業務従事者が実施できる特定行為	看護師等が実施できる行為
（ア）口腔内の喀痰吸引 （イ）鼻腔内の喀痰吸引 （ウ）気管カニューレ内の喀痰吸引 （エ）胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 （オ）経鼻経管栄養	（ア）口腔内の喀痰吸引 （イ）鼻腔内の喀痰吸引 （ウ）気管カニューレ内の喀痰吸引 （エ）胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 （オ）経鼻経管栄養 （カ）導尿（自己導尿を除く） （キ）インスリン注射（自己注射を除く） （ク）服薬管理（吸入に使用する薬剤等） （ケ）酸素療法 （コ）気管切開部の管理 （サ）吸入 （シ）人工呼吸器の管理 （ス）その他市長が認めるもの

※人工肛門（ストーマ）の装具の交換、排泄物の処理は医療的ケアにあたらない。

表　医療的ケアの概要

<table>
<tr><th>医療的ケアの種類</th><th colspan="2">概要・留意事項等</th></tr>
<tr><td>（ア）口腔内の喀痰吸引</td><td rowspan="3">・筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。</td><td rowspan="2">・たんの吸引は咽頭の手前までを限度とする。</td></tr>
<tr><td>（イ）鼻腔内の喀痰吸引</td></tr>
<tr><td>（ウ）気管カニューレ内の喀痰吸引</td><td>・たんの吸引は気管カニューレ内に限る。</td></tr>
<tr><td>（エ）胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</td><td colspan="2" rowspan="2">・摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、又は十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤を注入する。
・胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に挿入されているかどうかの確認が重要であり、当該確認は、看護師が行う。</td></tr>
<tr><td>（オ）経鼻経管栄養</td></tr>
<tr><td>（カ）導尿</td><td colspan="2">・排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを挿入し、排尿するもの。
・成長に伴い自分で導尿ができるようになる場合もある。
その場合でも、身体介助や清潔操作の介助が必要になる場合があるが、その際の介助は医行為に当たらない。</td></tr>
<tr><td>（キ）インスリン注射（皮下注射の管理を含む）</td><td colspan="2">・糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的なもしくは、身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射によりインスリンを補う。</td></tr>
<tr><td>（ク）服薬管理</td><td colspan="2">・主治医の処方箋に基づき、薬の管理を日々行い、指定された時間に服薬援助を行う。処方された薬を処方通りに正しく服薬できる習慣を身に付け、薬の飲み忘れの防止、受診への意識付けを図る。</td></tr>
<tr><td>（ケ）酸素療法（在宅酸素療法の管理）</td><td colspan="2">・呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素供給器等を使い、酸素を補う。</td></tr>
<tr><td>（コ）気管切開部の管理</td><td colspan="2">・気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ周辺の管理を行う。</td></tr>
<tr><td>（サ）吸入</td><td colspan="2">・呼吸器系の疾患を持つ患者が薬剤の吸入をしたり、スチームの吸入をしたりする。</td></tr>
<tr><td>（シ）人工呼吸器の管理</td><td colspan="2">・人工呼吸器（肺を出入りする空気の流れを補助するために用いる機械であり、その目的は適切な換気量の維持、酸素化（酸素が血液に取り込まれること）の改善、呼吸仕事量（呼吸のために呼吸筋群が行う仕事量）の軽減を図るもの。）の動作確認や設定等の管理を行う。</td></tr>
<tr><td>※人工肛門（ストーマ）</td><td colspan="2">・病気などにより自然に排便が難しい場合に、腹部に排便用のルートを造るもの。装具の開発が進み、生活上の不便や不快感は少ない。
・人工肛門の装具の交換、排泄物の処理は医行為にはあたらない。</td></tr>
</table>

（参考：令和 5 年度こども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究」『保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン改訂版（令和 6 年 3 月）』）

3　対象児童

①　保護者及び児童の住民登録が青森市にあること。（他市町村に住民登録がある児童の受け入れについては、協議が必要になるため、利用決定までに通常よりも時間を要する場合がある。）

②　保育所等で集団保育が可能であると主治医から認められていること

③　日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること

④　病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること

⑤　保護者や主治医の同意のもと、保育所等と医療機関が連携できること

※集団保育が可能であるとは、保育者１名につき複数の乳幼児を保育する体制が基本である保育所等において、（保育所保育指針等に基づく）午睡、食事及び集団での遊び等の場で、保育者及び他児との接触の機会が多くある環境の中で、日常生活を過ごすことが医療的ケア児の身体的・心理的及び精神的な安全性の観点から可能であることを、医療的ケア児の保護者及び主治医が認めたものとする。

4　対象施設

看護師等もしくは認定特定行為業務従事者が配置されている、もしくは配置することが可能な保育所等とする。

第２　医療的ケア児の受け入れまでの流れ

１　全体的な流れ

■医療的ケア児の保育所等の利用開始までの流れ（４月入所の場合）

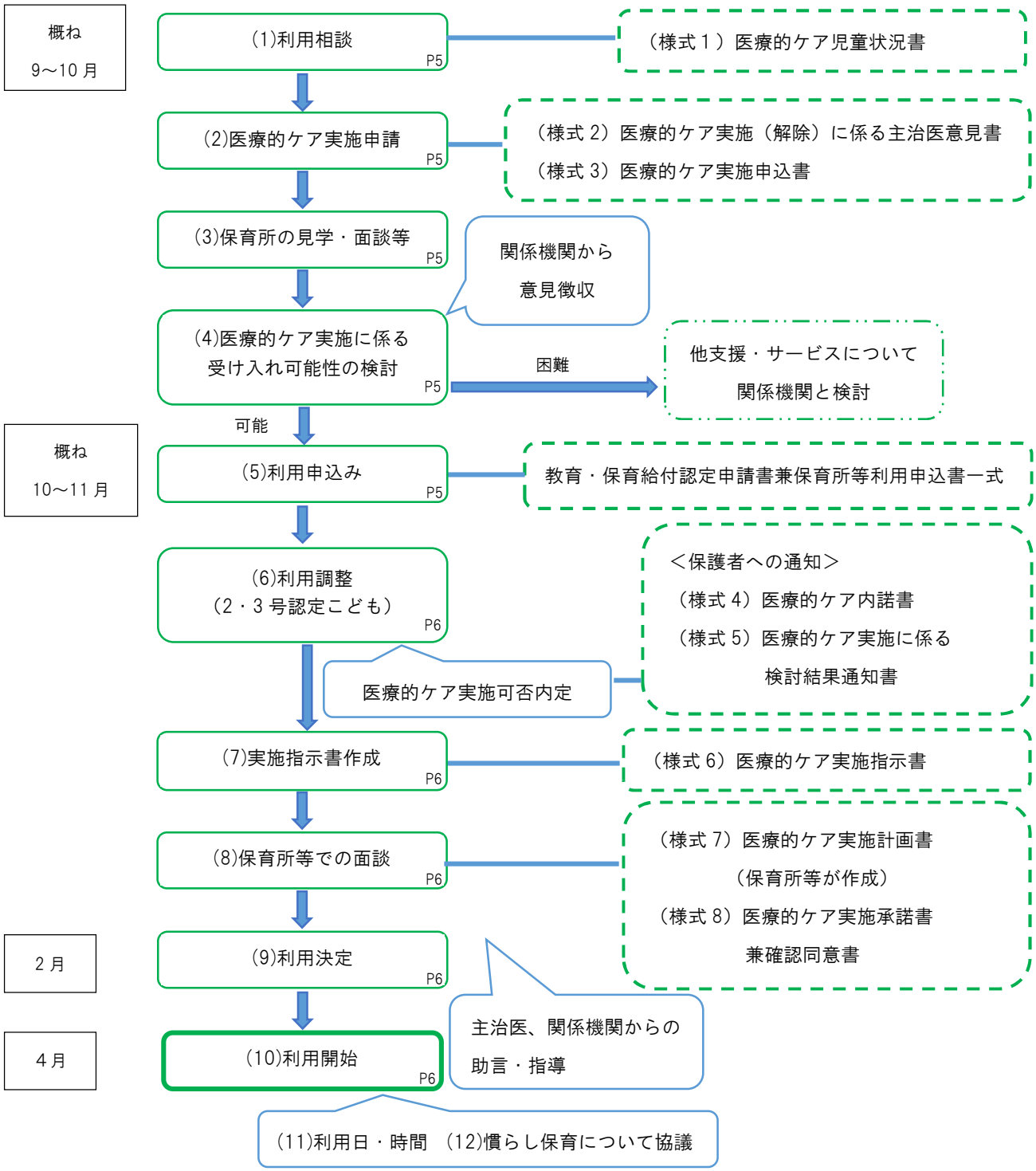

※関係機関の詳細は「第６　関係機関との連携」をご確認ください。

※状況により、順序が前後する可能性があります。

２　利用相談から利用開始までの対応

（１）利用相談　（相談先：子育て支援課・健康福祉課（浪岡地区））

①　保護者から医療的ケア児の保育所等の利用相談があった場合、子育て支援課は、本ガイドラインを基に受け入れに必要な手続きの説明や、児童の状況、生活上の配慮事項、希望する保育所等の確認を行うとともに、受け入れの相談が可能な施設などの情報を提供するほか、保育所等への見学を案内する。

②　保護者は、相談に来庁する際**「医療的ケア児童状況書（様式１）」**を持参する。

③　必要書類である主治医の意見書や指示書は保護者の自己負担になること、保育所等での受け入れの可否は、主治医の意見書を基に関係機関と協議の上、決定することを伝える。

（２）医療的ケア実施申請

①　保護者は、主治医に集団保育が可能か相談し、**「医療的ケア実施（解除）に係る主治医意見書（様式２）」**の作成を依頼する。

※主治医による文書作成に係る経費については、保護者の負担とする。

②　保護者は、子育て支援課（１号認定こどもの場合は保育所等）に**「医療的ケア実施申込書（様式３）」**を提出する。

（３）保育所等の見学・面談等

①　原則、保護者は児童と一緒に保育所等を見学する。子育て支援課は、保護者に対し、見学についての今後の流れ等を説明するとともに、保育所等に対し見学希望があることを伝えるほか、必要に応じて保護者の同意を得て、事前聞き取り内容を情報提供するなどのサポートを行う。

②　保育所等の施設長や看護師等は、市からの情報提供を踏まえて、児童の状況及び実施する医療的ケアを確認する。

③　保護者は、保育所等に**「医療的ケア児童状況書（様式１）」**及び主治医が記入した**「医療的ケア実施（解除）に係る主治医意見書（様式２）」**を持参する。

④　保護者は、状況に応じて、現在児童の支援を担当している保健師、看護師、医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員等に同席を依頼することができる。

⑤　保育所等は、必要に応じて体験保育（観察保育）を実施する。日程及び回数等は、保護者の意向を確認し調整する。体験保育（観察保育）では、家庭での過ごし方や生活の状況、医療的ケアの手技等の確認を行う。

（４）医療的ケア実施に係る受け入れ可能性の検討

①　**「医療的ケア実施（解除）に係る主治医意見書（様式２）」**に基づき、集団保育が適切であるか、保育所等での安全かつ適正な医療的ケアの実施、受け入れ体制及び安全確保の措置等について、子育て支援課は関係機関に意見を求め、必要に応じて協議の場を設ける。

②　医療的ケアの対応について不明な点は、主治医や青森県小児在宅支援センター、医療的ケア児等コーディネーター等に助言を求める。

③　聴取した意見は、利用調整の参考とする。

（５）利用申込み

保護者は、**教育・保育給付認定兼保育所等利用申込書一式**を子育て支援課へ提出する。

（６）利用調整（２号認定子ども及び３号認定子どもの場合）

① 子育て支援課において、医療的ケア実施に係る受け入れ可能性についての検討の結果、及び保育所等の所見を踏まえ、利用調整を行う。

なお、医療的ケア児の受け入れに関しては、適切な医療的ケア及び保育を提供する体制を整えるため、通常の利用調整よりも時間を要することが想定されることから、利用開始日については、医療的ケア児の受け入れを行う保育所等、保護者、主治医その他関係機関及び子育て支援課の間で調整した上で別途決定する。

② 子育て支援課より利用調整結果として「入所内定」の連絡を受けた保育所等は**「医療的ケア内諾書（様式４）」**を作成し、子育て支援課へ提出する。

③ 子育て支援課は、**「医療的ケア実施に係る検討結果通知書（内定通知）（様式５）」**と**「医療的ケア内諾書（様式４）」**を保護者へ送付する。

④ 医療的ケア実施に係る受け入れ可能性の検討の結果、実施不可の場合は、**「医療的ケア実施に係る検討結果通知書（実施不可通知）（様式５）」**を保護者へ送付し、他支援・サービスの利用等について、関係機関と検討する。

（７）実施指示書の作成

① 保護者は、主治医に**「医療的ケア実施指示書（様式６）」**の作成を依頼し、保育所等へ提出する。

※主治医による文書作成に係る経費については、保護者の負担とする。

② 保育所等は、指示書に基づき、医療的ケア児の受け入れに向けて準備（看護師等の確保や職員の研修受講等）を進める。

③ 保育所等は、医療的ケアの対応について不明な点は、主治医や青森県小児在宅支援センター、医療的ケア児等コーディネーター等に助言を求める。

（８）保育所等での面談（重要事項説明）

① 保育所等は、保護者と面談の機会を設け、通常の重要事項説明を行うとともに、**「医療的ケア実施計画書（様式７）」**を作成し、保護者に説明する。

② 保護者は、**「医療的ケア実施計画書（様式７）」**及び**「医療的ケア実施承諾書兼確認同意書（様式８）」**の内容を確認し、同意する場合は、同意欄に署名の上、保育所等へ提出する。

（９）利用決定

子育て支援課は、保育所等から**「医療的ケア実施指示書（様式６）」**（写し）、**「医療的ケア実施計画書（様式７）」**（写し）、及び**「医療的ケア実施承諾書兼確認同意書（様式８）」**（写し）の提出を受けて、利用開始日を決定し、「子ども・子育て支援制度　支給認定証」及び「保育所等利用決定通知書」を保護者へ送付する。

なお、利用開始日は、原則として保育所等から書類の提出を受けた日の翌月の初日からとする。

（10）利用開始（医療的ケアに必要な物品等の提供など）

① 保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を保育所等へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

② 保育所等は、安全な保育を提供するために必要な実施記録やマニュアル等を作成・整備する。

（11）利用日及び利用時間

保育所等の利用日及び利用時間は、保育所等の開所時間の範囲内において、医療的ケア児の状況や保育所等の体制等を踏まえ、適切な医療的ケア及び保育の実施が可能な日及び時間とし、保護者が保育を必要とする時間を基に、保護者と保育所等が協議の上、決定する。

（12）慣らし保育について

保育所等の利用開始から集団保育の環境に慣れるまでの期間においては、短縮した時間で保育が実施されること、また、慣らし保育の期間において、保育所等における医療的ケアの実施方法等を保護者と保育所等との間で相互に確認するため、保護者に保育への付き添いを求めることがある。

なお、慣らし保育を行う期間及び保育時間は、保護者と保育所等と相談の上で決定され、医療的ケア児の様子や状態によって期間の延長・短縮や保育時間の変更が生じる場合がある。

第３　保育所等での受け入れについて

１　医療的ケア児の保育の実施

①　適切かつ安全に医療的ケアを提供するとともに、まわりの子どもとの関わりや１日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしい環境を整える。

②　発達の状況と個人差に配慮した生活環境及び遊びを提供し、集団保育を行う。

③　登降園時の保護者との引継ぎや定期的な面談等により、医療的ケア児の発育・発達状況及び保護者の意向を踏まえ、保育所等における生活の流れ、行事における対応、教育・保育の進め方について保護者と確認する。

④　保育の実施に当たって、他の保護者・児童への説明が必要となる場合は、医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育を行うことについて理解を得られるよう努める。また、幼児クラスでは、事故のリスクを軽減するため、実施する医療的ケアの内容のほか使用する器具の重要性や取扱いについて説明する。

２　医療的ケアを安全に実施するための体制

①　保育所等は、**「医療的ケア実施指示書（様式６）」**に基づき、保護者の理解及び同意のもと、安全に医療的ケアを実施する。 また、日々の健康状態や医療的ケアの実施結果を記録し、保管する。（小学校を卒業するまでの間保管することが望ましい。）

②　保育所等における医療的ケアを実施する看護師等は、利用前の研修及び慣らし保育の期間において、医療的ケアの手技、留意事項及び緊急時の対応等について確認を行い、安全な医療的ケアの実施に努める。

③　医療的ケアの実施及び保育に従事する職員のみではなく、保育所等の全職員が、医療的ケア児の安全確保のために必要な保育所等の体制及び環境、緊急時の対応等に協力し、保育所等における医療的ケア実施の支援体制を確立する。

④　医療的ケアを実施する看護師等及び認定特定行為業務従事者が医療的ケアの実施に関する研修等に参加する場合、保育所等はその参加について可能な範囲で配慮を行う。

⑤　医療的ケアを実施する場所は、衛生面、安全面及び医療的ケア児のプライバシーに配慮する。

⑥　医療的ケアの実施に必要な物品等については、保護者との確認の上、衛生面に配慮して保管及び管理する。

⑦　保育所等は、医療的ケア児の健康管理及び事故防止のため、主治医及び嘱託医（園医）と連携し保育を実施する。

⑧　重大事故を未然に防ぐため、保育中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、 園内の全職員で情報共有を行い、改善策や予防策を検討し、再発防止に努める。

３　緊急時及び災害時の対応

①　緊急時及び災害時の対応について、事前に保護者及び主治医との間で対応の流れを取り決め、保育所等の全職員が十分に把握しておく。また、対応の手順について、フロー等を作成し、緊急時に即時に確認できる場所に掲示又は常備する。なお、緊急時の対応訓練は利用開始前からの実施に努める。

②　緊急時は、事前に定めた対応の流れに沿って、保護者及び連絡先である医療機関に医療的ケア児の状況を連絡し、必要に応じて緊急搬送を要請する。また、緊急対応があった場合、子育て支援課に報告し、情報共有を行う。

③　緊急時及び災害時の対応について、定期的な訓練を実施し、緊急時及び災害時に取るべき行動や各自の役割を明確にしておく。

④　カニューレ等の挿入物の自己（事故）抜去時に、保育所等において看護師等が再挿入を行う必要がある場合に備え、主治医の指示及び保護者の同意を事前に確認する。また、その他の緊急時の対応についても事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

⑤　災害時に保護者がすぐに迎えに来られない場合を想定して、必要となる非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリー等の確保について、取り決めを行うこと。

⑥　その他、医療的ケア児の状況等に応じて必要な事項の取り決めを行い、また、取り決めた内容について、定期的に見直しを行う機会を設ける。

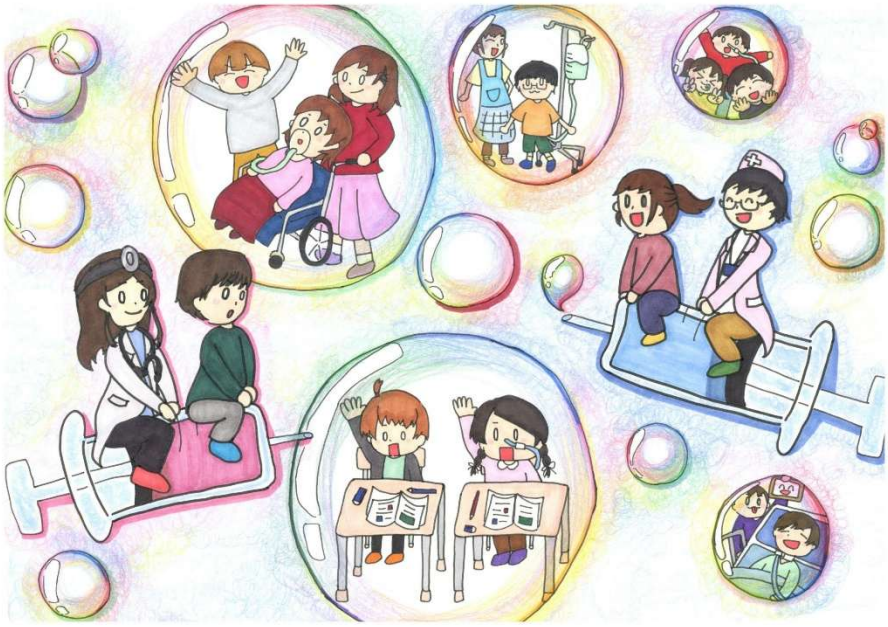

第４　保護者の了承事項等

保育所等において安全に医療的ケア児の保育を行い、医療的ケア児及び保護者が安心して保育所等を利用するために、次の事項について保護者の同意を得るものとする。

１　保育所等の利用日及び利用時間

保育所等の利用日及び利用時間は、保育所等において医療的ケアを実施する看護師等が勤務できる日及び時間を考慮して、保育所等と相談の上で決定されること。

２　医療的ケアの実施について

①　保育所等では、関係法令及び「医療的ケア実施指示書（様式６）」に基づき、医師の指示の範囲内で医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

②　保育所等では、医療的ケア及び保育を実施する上で、主治医の指導又は助言が必要な場合に、保育所等の職員等が直接又は保護者の受診に同行する等の方法で主治医との相談を行う場合があること。

③　保護者は、必要な医療的ケアの内容に変更があった場合は、その内容を速やかに保育所等に報告し、**「医療的ケア実施指示書（様式６）」**を提出すること。

④　医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品は、原則として、保護者が用意すること。また、点検及び補充についても保護者が行い、使用後の物品については家庭に持ち帰り処分するものとする。

⑤　保育所等における医療的ケアの実施に当たり、必要な文書等の発行のため生じる費用等の経費は、保護者の負担とする。

３　慣らし保育について

①　保育所等の利用開始から、集団保育の環境に慣れるまでの期間、短縮した時間で保育が実施される場合があること。

②　慣らし保育の期間において、保育所等における医療的ケアの実施方法等を保護者と保育所等との間で相互に確認するため、保護者に保育への付き添いを求めることがあること。

③　慣らし保育を行う期間及び保育時間は、保護者と保育所等と相談の上で決定され、医療的ケア児の様子や状態によって期間の延長・短縮や保育時間の変更が生じる場合があること。

４　体調管理及び保育の利用中止等

①　保育所等において医療的ケアを実施する体制がとれない日及び時間帯については、保育の利用ができない場合があること。

②　登園前に健康観察を行い、医療的ケア児の体調及び様子に変調が見受けられるときは、保育所等を利用せず、必要に応じ主治医の診察を受けること。

③　保育所等を利用している間、緊急の場合に必ず連絡をとれるように、保育所等と保護者との間で連絡体制を整えておくこと。

④　保育所等を利用している間に医療的ケア児の体調に変調が見られるなど、保育所等が保育の継続が困難と判断し保護者に連絡をした場合には、利用時間の途中であっても速やかに保育所等の利用を中断すること。

⑤　集団保育の場では、感染症に罹患するリスクが高くなることが予想されるため、保育所等から感染症の流行等のお知らせがあった場合は、必要に応じて、保育所等の利用を控える、主治医に保育所等の利用について相談する等の対応をすること。

⑥　保育所等が必要と認めるときは、保護者に医療機関の判断を求めることがあること。また、それにより受診した場合、その費用は保護者負担となること。

⑦　医療的ケアの内容の変更等により、保育所等で安全に医療的ケア及び保育を実施することが困難となった場合、子育て支援課において保護者の意向等を確認した上で、利用する保育所等の変更のため、再度利用調整を行う場合があること。

5　緊急時及び災害時の対応

①　保育所等を利用している間に、医療的ケア児の体調に急な変調が見られ、保育所等が緊急事態と判断した場合は、保育所等は医療的ケア児の保護者に連絡を行い、事前の取り決め内容に沿って必要な措置が講じられること。

また、緊急時には、保護者への連絡より先に、医療機関へ搬送を行い、受診及び治療が行われる場合があること。 なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担になること。

②　カニューレ等の挿入物の自己（事故）抜去等の緊急時の対応について、保護者及び主治医と保育所等の間で事前に対応を協議し取り決めを行い、それに沿って対応すること。

③　災害発生に備えて、必要となる非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器バッテリー等の確保について、取り決めを行うこと。

④　てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、けいれん止めの薬剤を用意すること。使用期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任のもとで行うこと。

また、主治医からの指示書をもとに保護者と保育所等の間で対応を協議し取り決めを行い、それに沿って対応すること。

6　情報の共有等

①　集団生活の可否の確認及び保育所等における医療的ケア実施に当たり、医療的ケア児の状況等に関する情報提供及び面談等に協力すること。

②　家庭及び保育所等における医療的ケアの実施状況及び医療的ケア児の様子について、保育所等、主治医及び関係機関と十分に情報共有すること。

③　医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化等）は、速やかに保育所等、主治医及び関係機関に伝達すること。

④　医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

⑤　保育所等で適切に医療的ケアを実施するにあたり、各関係機関との連携体制を構築する必要があるため、必要に応じて、保育施設から医療機関、青森市及びその他関係機関に対し情報共有を行う場合があること。

7　その他

上記１～６のほか、保育所等との間で取り決めた事項を遵守すること。

第５ 医療的ケア実施の継続について

１　医療的ケア実施の継続の確認

①　保育所等は、毎年度、保護者に**「医療的ケア実施指示書（様式６）」**の提出を求め、医療的ケア児の様子及び保護者から提出のあった資料を基に、保育及び医療的ケア実施内容について確認する。必要に応じて子育て支援課及び関係機関に意見を求めることができる。

②　保育所等は、引き続き同一の医療的ケアが可能であると認められた場合は、継続して保育を実施する。

２　医療的ケアの内容及び実施体制の変更

①　保育所等への入所後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて**「医療的ケア実施指示書（様式６）」**を提出する。

②　保育所等は、上記①の内容、現在の医療的ケアの実施状況及び医療的ケア児の健康状態等に基づき、医療的ケア及び保育の提供の継続について検討し、必要に応じて子育て支援課と協議を行う。なお、保育の提供の継続の検討のため保育所等から求めがあった場合、子育て支援課において課題となる事項について関係機関と検討する。

③　本ガイドラインによる医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施する。また保育所等は**「医療的ケア実施計画書（様式７）」**を作成する。

④　本ガイドラインによる医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合や集団保育の継続実施が困難な場合は、原則として退園となる。

⑤　医療的ケア実施を解除する場合は、**「医療的ケア（実施）解除に係る主治医意見書（様式２）」**の提出を受け、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。

⑥　医療的ケア児が入院等の加療のため長期で保育所等を欠席する場合は、保育所等における集団保育の再実施及び必要な医療的ケアの内容について、必要に応じて主治医に意見を求める。

３　保育所等における医療的ケア実施の継続が困難な場合の対応

実施する医療的ケアの内容の変更又はやむを得ない事情により、保育所等において医療的ケアの安全な実施体制の確保が困難となった場合、保育所等は必要に応じて子育て支援課に報告する。また、子育て支援課において保護者の意向等を確認した上で、利用する保育所等の変更のため、再度利用調整を行う場合がある。

なお、再度利用調整を行う場合は、保護者及び保育所等の同意を得た範囲で、現在までの医療的ケア実施状況及び提出された書類等について、新たに受け入れを検討する保育所等に提供するものとする。

第６ 関係機関との連携

安全かつ安心して保育所等での生活環境を整え、保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、保護者の同意のもと、各関係機関との連携体制を構築する必要があるため、次のような事項に応じて、子育て支援課から関係機関との連携の必要性について説明の上、保護者及び保育所等の意向を確認しながら、必要に応じて、関係機関と連携した対応を行うように働きかける。

① 利用相談時
② 医療的ケア児が障がい児通所支援事業所等を利用しているなど他サービスを利用している場合
③ 医療的ケアの実施の可否の判断、保育所等における医療的ケアの実施の準備、及び保育所等における医療的ケアの継続
④ 就学に向けて

関係機関
・主治医及び通院する医療機関
・保育所等の嘱託医（園医）
・訪問看護事業所
・児童発達支援、相談支援事業所等
・青森県小児在宅支援センター
・青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー
・医療的ケア児等コーディネーター
・小学校
・特別支援学校
・その他関係機関
・市関係課
　・子育て支援課（保育所等の利用、関係機関との協議等に関すること）
　・あおもり親子はぐくみプラザ（妊娠・出産・子育てに関すること）
　・障がい者支援課（福祉サービスの利用、個別避難計画に関すること）
　・教育委員会事務局学務課、指導課
　　（小中学校における医療的ケアの実施に関すること）

保育所等の利用に関する相談窓口（平日8：30～18：00）

○青森市こども未来部　子育て支援課　入所支援チーム
【駅前庁舎】〒030-0801　青森市新町1丁目3-7
電話　017-734-5330（直通）

○青森市浪岡振興部　健康福祉課　民生福祉チーム
【浪岡庁舎】〒038-1392　青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
電話　0172-62-1113（直通）

【参考】主な様式

様式名		提出場所	費用
様式１	医療的ケア児童状況書	子育て支援課、保育所等	
様式２	医療的ケア実施（解除） に係る主治医意見書	保育所等	保護者負担
様式３	医療的ケア実施申込書	子育て支援課（2・3号認定） 保育所等（1号認定）	
様式４	医療的ケア内諾書	（保護者への通知）	
様式５	医療的ケア実施に係る 検討結果通知書		
様式６	医療的ケア実施指示書	保育所等	保護者負担
様式７	医療的ケア実施計画書	（保育所等が作成）	
様式８	医療的ケア実施承諾書兼 確認同意書	保育所等	